

山梨県公報

第六百八十三号

令和八年

八月三十一日

月曜日

目次

告示

○指定公金事務取扱者の指定及び公金事務の委託

公告

○公共測量の実施（二件）

選挙管理委員会

○政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る

少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する規程

○政治団体の名称等の届出

告 示

山梨県告示第二百五十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和八年八月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

名称	所在地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目六番七号 日本橋日銀通りビル五階
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目八番二十七号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南九条西五丁目四百二十一番地
株式会社セブーンイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八番地八
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目一番二十一号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六百六十五番の一
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五―一
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目十番一号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一―十一―二

二 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入 県税（法人二税等（法人県民税、法人事業税、地方法人特別税及び特別法人事業税）、個人事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税、自動車税種別割及び鉦区税に係る本税、延滞金並びに加算金）に係る徴収金

三 指定公金事務取扱者を指定した日及び公金事務を委託した日 令和八年四月一日

四 指定公金事務取扱者の指定及び委託の期間 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

五 指定公金事務取扱者が納人から納付を受ける方法 現金及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引（コンビニエンスストアにおいてされるものに限る。）

公 告

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中北農務事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年八月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- | | | |
|---|-------|-------------------------|
| 一 | 測量の種類 | 公共測量（三級基準点測量） |
| 二 | 測量の地域 | 山梨県韮崎市穴山町 |
| 三 | 測量の期間 | 令和八年八月二十日から令和九年二月二十六日まで |

◎ 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により中部地方整備局富士砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和八年八月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- | | | |
|---|-------|--------------------------|
| 一 | 測量の種類 | 公共測量（航空レーザ測量） |
| 二 | 測量の地域 | 山梨県富士吉田市、南都留郡富士河口湖町及び鳴沢村 |
| 三 | 測量の期間 | 令和八年九月一日から令和九年六月三十日まで |

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会規程第一号

政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年八月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 秋山 洋

政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部を改正する規程

政治資金規正法第十九条の十六第一項の規定による国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成二十二年山梨県選挙管理委員会規程第二号）の一部を次のように改正する。

第三号様式及び第七号様式中「70円」を「100円」に、「110円」を「130円」に改める。

附 則

この規程は、令和九年四月一日から施行する。

山梨県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項及び第七条の規定による届出が次のとおりあった。

令和八年八月三十一日

山梨県選挙管理委員会
委員長 秋山 洋

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
新津まりかを支援する ジャスミンの会	河上 茉莉花	新津 智	西八代郡市川三郷町市川大門三五〇一	令和八年七月七日	令和八年七月十日
内藤きみひろサポーター ズクラブ	内藤 公洋	赤池 政江	甲斐市中下条二一八一三	令和八年七月十七日	令和八年七月十七日
座光寺優後援会	座光寺 優	座光寺 優	西八代郡市川三郷町市川大門一八〇五	令和八年八月四日	令和八年八月六日
韭崎の未来を考える会	金山 光雄	浅川 裕康	韭崎市藤井町北下條一七一二一二	令和八年八月十七日	令和八年八月十八日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
旧 新	立憲民主党山梨県第1区総支部		長谷川 一保 石井 貴志	甲府市丸の内三一九一七 甲府市相生一〇一〇二一	令和八年八月一日	令和八年八月六日
旧 新	矢崎俊秀後援会	矢崎 健吾			令和八年四月一日	令和八年七月十三日
旧 新	山梨県林業政治連盟	今村 三雄			令和八年四月十八日	令和八年七月十三日
旧 新	山梨県林業政治連盟	桑原 賢次			令和八年四月十八日	令和八年七月十三日
旧 新	日本薬業政治連盟山梨支部	棚本 佳秀			令和八年四月一日	令和八年七月十七日
旧 新	長谷部集を支援する集思会	江西 康広 大平 大介			令和八年四月一日	令和八年七月二十二日
旧 新	内藤きみひろサポーターズ クラブ	保坂 眞治 松本 英正 平賀 和久			令和八年四月一日	令和八年七月二十四日
旧 新		内藤 公洋			令和八年七月二十四日	令和八年七月二十四日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届（国会議員関係政治団体の区分）

区分	名 称	国会議員関係政治団体の区分	公職の候補者の氏名	公職の候補者に 係る公職の種類	異動年月日	届出年月日
旧 新	立憲民主党山梨県第1区 総支部	国会議員関係政治団体以外の 政治団体			令和八年一月二十日	令和八年八月六日
		法第十九条の七第一項第一号 に係る国会議員関係政治団体	中嶋 克仁	衆議院議員		